

に電子カルテ情報を標準化した医療機関などから順次運用を開始する。遅くとも2030年には概ねすべての医療機関で必要な患者の医療情報を共有するための電子カルテを導入するという内容。今後各医療機関ではそれぞれ準備をしなければならない。しかし、全医療機関への電子カルテの導入に関しては、経営の面からもかなりの無理が生じ、慎重な対応が望まれる。新規に電子カルテを導入する医療機関には、無償支給をすることが望ましく、丁寧な使用説明が必要である。医療情報プラットフォームに関しては、むしろ遅すぎた感がある。しかし、これによって、医療NWは飛躍的に進む可能性が高い。むろんサイバーセキュリティに関しても、国の責任において行う必要がある。

今後道医は、どの医療機関も安心してICT化を進め、地域住民に安全・安心な医療を提供できる体制

を推進すべく努力を惜しまない。忘れてはならないことは、住民を置き去りにしないためのNWでなければならないことであろう。この点に関しても充分配慮して全道の医療介護NWづくりを行っていきたい。

参考資料

- 1) 厚労省 地域医療情報連携ネットワークの現状について
<https://www.mhlw.go.jp>
- 2) 北海道総合研究調査会
<https://www.hit-north.or.jp>
- 3) 北海道医報 第1185号 平成29年6月1日 道内における医療連携ネットワークの現状と課題
- 4) 北海道医報 第1186号 平成29年7月1日 道内における医療連携ネットワークの現状と課題

医の倫理綱領

日本医師会

医学および医療は、病める人の治療はもとより、人びとの健康の維持増進、さらには治療困難な人を支える医療、苦痛を和らげる緩和医療をも包含する。医師は責任の重大性を認識し、人類愛を基にすべての人に奉仕するものである。

1. 医師は生涯学習の精神を保ち、つねに医学の知識と技術の習得に努めるとともに、その進歩・発展に尽くす。
2. 医師は自らの職業の尊厳と責任を自覚し、教養を深め、人格を高めるように心掛ける。
3. 医師は医療を受ける人びとの人格を尊重し、やさしい心で接するとともに、医療内容についてよく説明し、信頼を得るように努める。
4. 医師は互いに尊敬し、医療関係者と協力して医療に尽くす。
5. 医師は医療の公共性を重んじ、医療を通じて社会の発展に尽くすとともに、法規範の遵守および法秩序の形成に努める。
6. 医師は医業にあたって営利を目的としない。